

第  
5180  
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 3月 9日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 匿名組合契約に係る権利の評価

**Q**：匿名組合の営業者に金銭を出資した法人の株式を純資産価額方式で評価する場合、その出資金は、どのように評価するのですか？

**A**：清算金相当額で評価します。

### 【解説】

さきごろ、国税庁より、匿名組合の営業者に金銭を出資した法人の株式を純資産価額方式で評価する場合の評価方法が明らかにされました。

内容は、次のとおりです。

匿名組合とは、匿名組合員が営業者に投資をし、営業者はそこから生じる利益を匿名組合員に分配することを約する契約のことですが、匿名組合員の有する財産は、利益配当請求権と匿名組合契約終了時における出資金返還請求権が一体となった債権的権利ですから、その価額は営業者が匿名組合契約に基づき管理している全ての財産・債務を対象として、課税時期においてその匿名組合契約が終了したものとした場合に、匿名組合員が分配を受けることができる清算金の額に相当する金額により評価するとしています。

この場合には、財産評価通達に定める純資産価額方式に準じて評価をしますが、匿名組合には、法人税が課税されないことから、法人税等相当額は控除することはできませんので注意が必要です。

